



Twitter 開設中!

@jtsue_yamanashi

2022.10.21 No.10

JTSU-E 申10号 (10月19日提出)

2022年度年末手当に関する申し入れ

夏季手当交渉における「労使における3点の確認事項」

- ① 鉄道が未来永劫発展していくためには労使議論が必要であり、双方の立場を認め合いつつ、議論に踏まえ認識の一致を図っていくこと。
- ② 黒字を達成した際には社員への還元を実施すること。
- ③ 社員が未来を展望できる労働条件の確立を図ること。

を踏まえ、以下の要求について申し入れを行う!

年末手当

基準内賃金の

(エルダー社員は基本賃金の)

3.2

ヶ月分

さらに・・・未曾有の物価上昇に直面していることから

急激な物価上昇に対する生活保障分

基準内賃金の

(エルダー社員は基本賃金の)

0.3

ヶ月分

急激な物価上昇と年収減少が持ち家取得の障害となるための緊急措置として

寮・社宅の退去期限の延長 & 賃貸住宅援助金の増額

申し入れ事項

1. 2022年度年末手当については、基準内賃金(エルダー社員は基本賃金)の3.2ヶ月分とすること。
2. 2022年度賃金交渉において確認した「物価上昇分を考慮した生活維持向上は誰にも等しくあるべき」との考え方を大原則とし、直面する未曾有の物価上昇に対する生活保障を行うための緊急措置として基準内賃金(エルダー社員は基本賃金)の0.3ヶ月分を追加支給すること。
3. 原油・穀物(原材料)価格や地価の高騰、円安による未曾有の物価上昇と年収の減少が、持ち家取得に対する障害となっていることから寮・社宅居住期間制限の退去制限の延長を行うこと。また、社宅の廃止が相次いでいることから賃貸住宅援助金の増額を行うこと。
4. この要求に対する回答については、2022年11月11日までに行うこと。
5. 支払い指定日は、2022年12月2日までとすること。



会社は業務に奮闘してきた全ての仲間に対して、

「満額回答」を示すべきだ!

